

すぐれた人材の確保とその定着のキメ手

所轄税務署長の承認を得て行う制度のため  
一人月額30,000円まで損金参入！！

# 特定退職金共済制度

ご加入・増口のおすすめ

ご存知でしょうか……賃金の支払いの確保等に関する法律

「賃金の支払いの確保等に関する法律」に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金の支払いを定めた場合、退職金支払いのための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所についてはその必要がありません。

企業を育て地域を伸ばす

調 布 市 商 工 会  
電話 (042)485-2214

## ◇ 制度の特色

- ① 掛金は上限一人月額30,000円までで、全額損金または必要経費となります。
- ② この制度を採用することにより、中小企業でも大企業なみの退職金制度が容易に確立できます。
- ③ 将来支払うべき多額の退職金を毎月平準的かつ、計画的に準備できます。
- ④ 退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- ⑤ 国の中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

## ◇ 制度の内容

### <加入資格および条件>

- ① 商工会の地区内に事業所を有する商工業者の雇用する従業員で、年齢満15歳以上65歳未満の現在健康かつ正常に勤務または就業している方。
- ② 加入する場合は全従業員を加入させなければなりません。但し、事業主自身、役員（使用人兼務役員を除く）、事業主と生計を一にする親族は加入できません。

### <掛金および加入口数>

- ① 掛金は月払いで1口1,000円、加入者一人につき最高30口30,000円まで加入できます。  
(掛金には1口当たり48円の運営事務費と、委託保険会社の手数料が含まれています。)
- ② 加入口数は一人30口を限度として増口させることができます。  
(原則、口数を減らすことはできません。)
- ③ この制度の掛金負担者は全額事業主となります。

### <給付金>

この制度の給付金は次のいずれかとなります。

- ① 退職年金……加入5年以上の従業員が退職し、年金の支給を希望したとき、退職年金が10年間支払われます。(加入者の生死にかかわらず)ただし、年金年額が5万円未満の場合は、一時払いとします。
- ② 退職一時金……加入従業員が退職し、一時金を希望したとき、退職一時金が支払われます。
- ③ 遺族一時金……加入従業員が加入期間中に死亡したとき、遺族一時金に一口10,000円加算した額が支払われます。

〔注〕給付金①②③は重複支払いとはなりません。

### <給付金の受取人>

この制度の給付金の受取人は加入従業員です。

なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

### <解約手当金>

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金が加入従業員に支払われます。

なお、解約手当金の金額は退職一時金額から所定の金額を控除した金額となります。

#### ◇ 制度の取扱い

##### <加入日（責任開始日）>

この制度への加入および増口の時期は毎月1日です。

##### <加入手続と掛金の払込方法>

加入月の前々月の10日までに所定の加入申込書により商工会へお申込み下さい。

（11日以降のお申込みは、次回の加入月分として取扱います。）

掛金の払込方法は月払いです。第一回目の掛金から加入月の前月15日にご指定の預金口座から自動的に振替させていただきます。以降毎月15日に翌月分を振替させていただきます。なお、掛金が2ヶ月連続して振替不能になりますと、脱退のお取扱いになります。

##### <加入者証の発行>

ご加入者には加入者証を発行いたします。

##### <給付金の請求>

ご加入者が退職・死亡により給付金の支払いを受けるときは、商工会に備えつけの所定用紙により手続きをして下さい。

#### ◇ 税務と経理処理について

- 掛金は全額損金または、必要経費に計上できます。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）
- 退職年金は雑所得となります。（所得税法第35条、同法施行令第82条の2）
- 退職一時金は退職所得となります。（所得税法第31条、同法施行令第72条）
- 遺族一時金は相続財産として相続税の対象となります。（相続税法第3、12条）

#### ◇ 加入できる事業主 = 共済契約者 =

商工会の地区内に事業所を有する商工業者（事業主）であれば、誰でも従業員を加入させることができます。

#### ◇ 加入するときは = 任意包括加入 =

この制度は任意加入ですが、加入する場合には全従業員を加入させなければなりません。ただし次に該当する方は対象外とすることもできます。

- |                    |                      |        |        |
|--------------------|----------------------|--------|--------|
| ①期間を定めて雇われている者     | ②試用期間中の者             | ③非常勤の者 | ④休職中の者 |
| ⑤季節的な仕事のために雇われている者 | ⑥パートタイマー等、労働時間の特に短い者 |        |        |

この制度は当商工会が下記の委託生命保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営します。

ジブラルタ生命保険株式会社（65%・事務幹事）

委託機関 日本生命保険相互会社（15%）

大樹生命保険株式会社（20%）

※委託保険会社が経営破綻に陥った場合、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。